

意見募集（パブリックコメント）を実施します

町では、国民健康保険被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を図り、効果的な保健事業を推進するための「国見町国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」（令和6年度から令和11年度までの6か年計画）の策定にあたって、次の日程で広く意見を募集します。

■参考資料

国見町国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）

※2月22日（日）から町ホームページに掲載するほか、ほけん課国保係の窓口に設置します。

■募集期間

2月22日（日）から3月14日（日） 必着

■提出資格

- ①町内に住所を有する方
- ②町内に事業所または事業所を有する方・団体
- ③町内に通勤・通学する方

※意見の提出方法など詳しくは、2月22日（日）以降に町ホームページをご覧ください。ほけん課国保係まで問い合わせください。

☎ほけん課国保係 ☎ 585-2785

新型コロナワクチン接種は3月31日で終了

公費による新型コロナワクチン接種は令和6年3月31日（日）で終了します。令和5年秋開始接種をまだ行っていない方はお早めに接種してください。※2月・3月は接種日程が少なくなりますのでご注意ください。

接種日程は町ホームページで確認又は、ほけん課新型コロナウイルス対策室へお問い合わせください。また、コールセンターは1月31日（日）で終了となりますので、2月1日（日）以降の予約はホームページ・LINEでお願いします。パソコン・スマートフォンをご利用いただけない方は、ほけん課新型コロナウイルス対策室までご相談ください。



【町ホームページ】

☎ほけん課新型コロナウイルス対策室 ☎ 585-2179

認知症サポーター養成講座を開催します

認知症に対する正しい知識を学び、地域で認知症の方やその家族を手助けする認知症サポーターを養成する講座を開催します。国見町に居住している方又は勤務している方が対象です。参加希望の方は2月9日（日）までに福祉課長寿介護係（☎ 585-2125）へお電話ください。

■日時 2月20日（日） 午後1時30分から午後3時

■会場 国見町観月台文化センター 大研修室

■内容 認知症サポーターについての説明、認知症についての基礎知識の講話、意見交換

☎福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

「ももたんパス」を利用してみませんか？

平日の朝夕と土日祝日のお出かけやお買い物に、「ももたんパス」を利用してみませんか。町内のタクシー移動をワンコイン（500円）で利用できます。

※ももたんパスは「国見まちなかタクシー」が運行していない日と時間帯の利用者を把握するための実証事業です。実証事業の期間は令和6年9月30日までです。

<p>■対象者 国見町民のうち、 65歳以上、要介護者・要支援者、小学校未就学児、母子手帳の交付を受けた方（出産予定日等の1年後まで）など。</p>	<p>■登録方法 利用証を発行しますので、本人確認書類や各種手帳を持参し、住民防災課生活交通係へ申し込みください。</p>				
<p>■利用できる時間</p> <table border="1" data-bbox="172 757 762 902"> <tr> <td>平日</td> <td>午前7時から午前8時30分 午後4時から午後7時</td> </tr> <tr> <td>土日祝</td> <td>午前7時から午後7時</td> </tr> </table> <p>※国見まちなかタクシー運行時間外が利用可能時間です。</p>	平日	午前7時から午前8時30分 午後4時から午後7時	土日祝	午前7時から午後7時	<p>■利用負担（運賃） 500円 ※ご家族や友人などと一緒に利用でき、複数人で利用すれば一人あたりの負担も少なく済ませられます。</p>
平日	午前7時から午前8時30分 午後4時から午後7時				
土日祝	午前7時から午後7時				
<p>■利用できるタクシー業者 ・三協ハイヤー、あづまタクシー、ふくしま中央交通</p>	<p>■利用エリア 国見町内 ※病院や薬局に限り町外も利用できますが、町外分の運賃は自己負担となります。</p>				

■利用例

- ① 自宅⇒町内の商業施設 500円
 - ② 自宅⇒町内の病院 500円
 - ③ 自宅⇒町外の病院 国見町境まで500円。町境から町外病院までの運賃は自己負担。
- ※③で利用された場合の料金例…通常運賃1,800円（町内移動分800円、町外移動分1,000円）の場合、町内移動分は500円となり、町外移動分1,000円と合わせて総額1,500円で移動できます。

平日の日中は「国見まちなかタクシー」をご利用ください（申し込み・予約 ☎ 585-5006）	
■運行日	
毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後4時 （土日・祝日・お盆8/14から8/16・年末年始12/29から1/3は運休）	
■運行エリア	
同一エリア内	・まちなか 1回200円 ・西部、東部、梁川 1回400円
エリア外	・まちなか⇄西部、東部 1回400円 ・西部⇄東部 1回800円
伊達市梁川地区	・まちなか、東部⇄梁川 1回600円 ・西部⇄梁川 1回1,000円

☎ 住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

伊達地方衛生処理組合指定 不燃物専用容器の価格改定

長引く原材料価格の高騰等により伊達地方衛生処理組合では、もやせないごみの排出時に使用する不燃物専用容器（指定コンテナ）の販売価格を、令和6年4月1日販売分から改定します。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■改定後の販売価格

品名及び規格	規格		令和6年3月末まで (消費税込み販売価格)	令和6年4月から (消費税込み販売価格)
	容量 (ℓ)	外形 (mm)		
不燃物専用容器 大コンテナ	39.9	570 × 406 × 260 (外寸)	1,200 円	1,700 円
不燃物専用容器 小コンテナ	24.6	452 × 332 × 257 (外寸)	1,000 円	1,200 円

※不燃物専用容器の規格には変更がありません。

※購入は、国見町役場住民防災課でお求めください。

☎伊達地方衛生処理組合 ☎ 582-2051

1月26日は「文化財防火デー」です

昭和24年1月26日、法隆寺（奈良県斑鳩町）の金堂から出火し、飛鳥時代を代表する貴重な壁画が焼損してしまいました。このことをきっかけに昭和25年に文化財保護法が制定され、昭和30年に「文化財防火デー」が定められました。以来、この日を中心に全国各地で文化財防火運動が展開されています。

フランスのノートルダム大聖堂や沖縄県那覇市の首里城など、火災による文化財の焼失が残念ながら後を絶ちません。町の宝である文化財を未来に伝えていくためにも、文化財保護へのご協力をお願いします。

【福島県教育委員会・国見町教育委員会】

☎企画調整課地域振興係 ☎ 585-2967

【文化財防火デーによる消防訓練の実施】

国見町消防団におきましても地区ごとに放水訓練などを実施しますので、お知らせします。

■実施日

1月28日(日)

■場 所

小坂地区：深山神社（午後1時～）
 石母田地区：国見神社（午後1時30分～）
 徳江地区：沼田神社（午後2時～）
 西大枝地区：深山神社（午後2時30分～）
 貝田地区：秋葉神社（午後3時～）



☎住民防災課危機管理係 ☎ 585-2158

ガラスバッジ（放射線積算線量計）測定結果の集計

令和5年8月1日から10月31日まで実施したガラスバッジの測定結果について、町全体の集計をまとめ、専門家で構成される福島県「放射線と健康」アドバイザーグループへ測定結果と被ばくを避ける方法について助言を依頼し、次のコメントをいただきましたので報告します。

■配布・回収 測定希望者42名に配布、回収した結果の集計になります。【回収率100%】

■測定結果・割合

最低値は未検出、最高値は0.1mSv。

※mSv=ミリシーベルト

数 値	人 数	割 合
X（未検出）	41名	97.6%
0.1mSv	1名	2.4%

【結果数値の見方について】

- ・個人追加被ばく線量の表示が「X（エックス）」の場合、検出限界未満であることを示します。
- ・個人追加被ばく線量の数値は、小数点以下第2位を四捨五入したものです。
（例）0.05mSv以上0.15mSv未満⇒0.1mSvと表示
- ・自然放射線は除いた外部被ばく線量を示す数値です。

アドバイザーグループからのコメント

1. 測定結果について

今回の測定は、現状における約3か月間の積算線量を把握するためのものでしたが、健康への影響が心配されるレベルの線量の方はいませんでした。

2. 日常生活のうえで被ばくを避ける具体的な方法について

日常生活で外部被ばくを避けるには、放射性物質から離れること、空間線量率が高い場所にいる時間を短くすることが効果的です。現状の線量は健康への影響を考慮しなければならないレベルよりも十分に低いですが、さらに線量を下げることが希望される場合、自宅など日常生活で長時間生活する場所の線量を細かく計測してみてもよいかもしれません。

また、内部被ばくを避ける方法については、福島県では食品中の放射性セシウムについて現在も放射性物質検査を実施しており、基準値を超えるものは市場に出回ることはありません。

ただし、自分で作った野菜や採取した野生のきのこ類、山菜などで線量が気になる場合は、お住まいの市町村に相談のうえ測定してみてもはいかがでしょうか。

☎ほけん課保健係 ☎585-2783

不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。

☎住民防災課生活交通係 ☎585-2116

粗大ごみ収集日とごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 **2月7日(水)、21日(水)**

粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集しません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。

☎住民防災課生活交通係 ☎585-2116